

議会基本条例に基づく「議会報告会」の開催

明石市議会は請願を3たび不採択へ

明石市議会の議会運営委員会は3月13日、市民自治あかしが提出していた「議会基本条例に基づく「議会報告会」の開催を求める請願」を、一昨年6月、昨年6月に続き3たび不採択の結論を出しました。

昨年同様に、民主連合と共産党、未来市民の3会派4名の議員は採択に賛成しましたが、真誠会と公明党の4名の議員が採択に反対し、賛否同数のうえで辰巳委員長が委員長裁決で不採択に決しました。委員長が不採択にした理由を求められた辰巳委員長は「所属会派が真誠会なので、不採択にした」と述べただけでした。定例会最終日の24日10時から開かれる本会議で、採決されます。

今回の請願は、議会基本条例が施行されてから3年間、基本条例に定めた「希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に、意見および情報を交換できる議会報告会」を開催するようにもとめたものです。明石市議会は基本条例施行後、常任委員会がテーマごとに特定の団体と意見交換する会合を「議会報告会」と呼び、本来の議会報告会の開催を避けてきました。未来市民や共産党などは、本来の議会報告会も行うべきであると主張してきましたが、真誠会や公明党は「特定の市民の声が大きくなりがちだ」などを理由に、不特定多数の市民が参加できる報告会を敬遠し続けています。

目立つ 議員間討議の欠如 少数意見、少数派議員の封じ込め

明石市議会は現在、保守系議員10名で構成する真誠会が最大会派として、6名の公明党と合わせて過半数を握る中で、多数派が幾つかの少数会派も巻き込んで“少数意見”を封じ込める議会運営が目立っています。

とくに、市民自治あかしがこれまで請願等で改善を指摘してきた「議員間の自由な討議による合意形成を図るために、採決にあたっては賛成または反対の理由を明示して、議員間の討議をしっかりと行ったうえで採決する」という、議会基本条例の趣旨が生かされていないことについても、一向に改善が進んでいません。委員会でも本会議でも、意見が分かれた際には賛否の理由を明確にして、討論のうえ採決するという議会本来のあり方が踏襲されず、賛否の意思表示しにくい会派や議員が目立ちます。傍聴する市民には「なぜ賛成なのか？ 反対なのか？」がさっぱり分からない議会運営が続いています。

市民による議会見学呼びかけは「おせっかい」？ 見学受け入れに難色

市民自治あかしは、市民の多くが議会の実態を知り、議会に関心を持つ機会をつくるために、議会を見学したり、本会議や委員会を傍聴する「議会ツアー」も計画し、昨年12月初めに深山議長に協力を要請する要望書を提出していました。3月議会が始まる前の2月上旬に議会見学をあらためて申し入れましたが「議会の見学に関する規定等が整っていないので受け入れられない。見学が必要ななら、市民団体の世話にならずとも、議会で検討する」と、やんわり断られました。兵庫県や神戸市などは積極的に議会見学を呼びかけているのとは、真逆の対応でした。

申し入れたのは、普段の傍聴では入れない本会議場や委員会室、議員控室、議会図書室などの見学と、見学後の議員との懇談等です。今後、他市の仕組み等を調査し、あらためて議会に働きかけます。

裏面に議会改革を求める「連続請願」の足どりを掲載しています

ホームページには、これまでの活動の記録や議会への提出文書等も掲載しています

議会改革を求める明石市議会請願の足どり (2015年6月～2016年9月)

1 議会基本条例の遵守を求める請願 (2015年6月市議会提出)

1. 条例第4条2項は、議会に関する条例または規則で定めるすべての会議の原則公開を定めています。代表者会および議員協議会は、条例等で定められた会議ではありませんが、実質的に重要な調整・協議の場になっています。よって、これらの会議についても原則として市民に公開してください。
2. 条例第4条に基づき、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会活動に参加できる方を具体化してください。請願および陳情の審議に際して請願・陳情者が説明し意見陳述するとともに、請願・陳情者が求めれば議員との質疑、意見交換する場を設けてください。
3. 条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる会合として運営してください。また、議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように開催場所も工夫してください。
4. 議案の審議、採決にあたっては、条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、賛成または反対の理由を明示して討論するように努めてください。
5. 条例第24条に基づく条例の検証・見直しは、さらなる議会改革を進めるために、市民参画の手続きに基づいた検証・見直しを行ってください。

⇒共産党 (3人) と市民クラブ (2人) の5名賛成

2 請願項目は1つに絞り、連続的、継続的請願をめざす (9月議会)

「自由な討議による合意形成を図るために、採決にあたっては賛成または反対の理由を明示して議員間の討議をしっかりと行ったうえで採決をする」

紹介議員が前回の2会派から3会派に増え、本会議での採決も請願に賛成が10議員(未来創造、共産党、市民クラブ、自民党)へと倍増した。

3 住民投票条例案を市長が一方的に修正 (12月議会)

「明石市住民投票条例議案は慎重に審議し、今議会では採決を見合わせ、継続審議にすることを求める請願」

条例案は全員一致での異例の否決。請願は不採択。

4 「市議会だより」の抜本改革を求める請願、議会の体質露わに (2016年3月議会)

本会議では、市民クラブと共産党の2議員が請願採択に賛成する討論

5 「議会報告会」の充実した開催を求める請願書 (2016年6月議会)

議会報告会は議会基本条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換できる会合として実施してください。また、報告会は少なくとも年2回以上、できれば年4回の定例会終了ごとに開催し、市民の多くが参加できるように開催場所や時間も工夫してください。

⇒本会議では未来市民、共産党、民主連合の3会派12名の議員が賛成したものの、最大会派の真誠会と公明党など17名の反対で請願は不採択。しかし、議運委では賛否同数で、委員長裁決で不採択。

6 「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画」を求める請願書 (2016年9月議会)

特別委員会の審査では、共産党議員が請願者と紹介議員に請願の内容や文言について質問を繰り返し、本会議では唯一の反対討論し、紹介議員会派の未来市民6名だけの賛成で不採択。

12月議会では、市から「新庁舎建設基本構想」(素案)が報告された。